# 様式第二（第七条関係）

公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)　選任、死亡・解任届出書

　年　　月　　日

北海道知事　殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

届出者

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第４条第３項において準用する第３条第３項(第６条第２項において準用する第３条第３項)の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 特定工場の名称 |  | ※整理番号 |  |
| 特定工場の所在地 |  | ※受理年月日 | 年 月 日  |
| 大気関係 | 排出ガス量 |  | ※特定工場の番号 |  |
| ばい煙発生施設の種類 | 別紙のとおり。 | ※備考 |  |
| 水質関係 | 排出水量 |  |
| 特定地下浸透水の浸透の有無 |  |
| 汚水等排出施設の種類 | 別紙のとおり。 |
| 騒音関係 | 騒音発生施設の種類 |  |
| 特定粉じん関係 | 特定粉じん発生施設の種類 |  |
| 一般粉じん関係 | 一般粉じん発生施設の種類 |  |
| 振動関係 | 振動発生施設の種類 |
| ダイオキシン類関係 | ダイオキシン類発生施設の種類 |  |
| 公害防止管理者公害防止管理者の代理者 | 選任年月日 | 年　　月　　日 |
| 職名 |  |
| 氏名 |  |
| 担任業務の範囲 |  |
| 公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）が他の工場の公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）を兼ねている場合は、その兼ねている工場の名称及び所在地 |  |
| 選任の事由 |  |
| 公害防止管理者公害防止管理者の代理者 | (死亡・解任)年月日 | 年　　月　　日 |
| 職名 |  |
| 氏名 |  |
| 担任業務の範囲 |  |
| 公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）が他の工場の公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）を兼ねている場合は、その兼ねている工場の名称及び所在地 |  |
| 解任の事由 |  |

備考　１　大気関係、水質関係、騒音関係、特定粉じん関係、一般粉じん関係、振動関係又はダイオキシン類関係のうち該当する項に所要事項を記載すること。大気関係及び水質関係については公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)の項には、「○○関係第○種」公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)と記載すること。

２　公害防止管理者を２名以上選任する場合は、関係公害防止管理者及び同代理者の項を追加して記載すること。

３　※印の欄は記載しないこと。

４　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

５　公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）を２以上の工場に選任する場合は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第５条第２号の主務大臣が定める基準を満たしていることを証する書面を添付すること。

# 様式第４

別紙

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 番号 | 施設の名称 | 項番号 | 施設の規模 | 施設の用途 |
| 有害物質を発生する施設 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 有害物質を発生する施設以外の施設 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

注１　「施設の名称」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第１の中欄に掲げる名称を記載すること。

２　「項番号」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第１の上欄に掲げる項番号を記載すること。

３　「施設の規模」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第１の下欄に掲げる規模を記載すること。（併せて、１時間当たりの最大湿り排出ガス量を（　）書きで記載すること。）

４　「施設の用途」の欄には、施設の用途の他に当該施設により製造、選別等される製品、半製品、中間製品等の名称を記載すること。

# 様式第５

別紙

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 番号 | 施設の名称 | 号施設番号 | 施設の用途 |
| 有害物質を発生する施設 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 有害物質を発生する施設以外の施設 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

注１　「施設の名称」の欄には、水質汚濁防止法施行令別表第１に掲げる特定施設の名称を記載すること。

２　有害物質を発生する施設については、「号施設番号」の欄には、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第１に掲げる号番号を記載するとともに、（　）書きで水質汚濁防止法施行令別表第１に掲げる号及び施設番号を記載すること。

３　「施設の用途」の欄には、施設の用途の他に当該施設により製造、選別等される製品、半製品、中間製品等の名称を記載すること。